

# 被災された中小企業者の皆さんへ 災害復旧支援補助金のご案内

県では台風19号の被害を受けた中小企業者に対して、事業再開に向けた復旧に要する経費の一部を補助します。

- 対象** 県内で台風の被害を受けた中小企業者  
※被害の証明には公的証明書(被災証明など)の添付が必要です。
- 補助金額** 上限5,000万円(対象経費の4分の3以内の補助)
- 対象経費** 施設：修繕および修繕工事に要する費用  
設備：原則資産計上できる設備の修理購入  
車両：業務用の車両の修理、購入費用  
委託費：復旧に要する委託費  
賃料・リース：仮復旧のための空き店舗などの賃料・リース料
- 申込締切** 第一次募集 2月28日(金)



問合せ 皆野町商工会 ☎62-1311

## あなたが対象かも！高齢者肺炎球菌ワクチンの助成が受けられます。

令和元年度の助成対象期間は、3月31日までです。期間が迫っています。

※期間内に接種しなかった場合は、助成対象となりません。

<b>対象者</b>	<p>①令和元年度に下記年齢となるかた</p> <p>65歳：昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれ 70歳：昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ 75歳：昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれ 80歳：昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれ 85歳：昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれ 90歳：昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生まれ 95歳：大正13年4月2日～大正14年4月1日生まれ 100歳：大正8年4月2日～大正9年4月1日生まれ 100歳以上：大正8年4月1日以前に生まれたかた</p> <p>②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはHIVウイルスによる免疫機能に障害があり、その障害が身体障害者手帳1級に相当するかた（医師の診断書または身体障害者手帳の写しが必要です。） ※過去に成人用肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがあるかたは対象になりません。</p>
<b>接種期限</b>	3月31日
<b>自己負担額</b>	2,500円（助成額 5,640円）
<b>申込み</b>	接種希望のかたは、健康福祉課（⑥番窓口）で、接種に必要な書類を配付します。

問合せ 健康福祉課 健康づくり担当 ☎62-1233



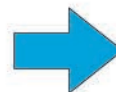
## み～んなと**手**で**話**そう 簡単手話入門②



手話は日本語や英語と同じ「言語」のひとつです。手や指、表情で気持ちや考えを伝えることのできる手話を学んで、手話が身近な言語となるよう皆さんでいっしょにやってみましょう。

**【ありがとう】**

左手甲に右手小指側を直角に乗せる。



右手を上げながら頭を下げる。

